

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	総務部 総務課 法規担当	
許 認 可 等 名	条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付	
根 拠 法 令	地方自治法施行令	
根 拠 条 項	第91条第2項	
連 絡 先	(電話 621-5021)	
審 査 基 準	<p>基 準</p> <p>1 制定又は改廃の対象となる条例 (1) 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものや法令上条例で規定することができる事項でないものは、対象とならない。 なお、地方公営企業の料金や学校の授業料は、使用料に含まれる。 (2) 制定の請求は、請求に係る条例と同一内容の条例が既に制定公布されている場合は、請求できない。 (3) 改廃の請求は、現に対象となる条例が施行されているか議決により成立していることが必要である。また、既存の条例の一部を改正する条例の公布後、その施行期日の到来前において、改正条例の改廃請求を行う場合は、当該改正条例の改廃請求であっても、当該改正条例の施行によって改正される条例の改廃請求であっても差し支えない。</p> <p>2 申請することができる者 (1) 徳島市の議会の議員及び長の選挙権を有する者でなければならない。ここで、「選挙権を有する者」とは、公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。ただし、選挙権を有する者のうち次に掲げるものは、申請することができない。 ア 公職選挙法第27条第1項の規定により選挙人名簿に同項の表示をされている者</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成25年 3月 1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間</p> <p>総日数 8日(休日を除く)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成25年 3月 1日最終変更)

審査基準	基準	<p>イ 選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者 ウ 徳島市の選挙管理委員会の委員又は職員である者 (2) 請求代表者となる者は、1人でも数人でも構わない。</p> <p>3 申請の方法 「徳島市条例制定（改廃）請求代表者証明書の交付申請書」に「徳島市条例制定（改廃）請求書」を添えて申請しなければならない。 「徳島市条例制定（改廃）請求代表者証明書の交付申請書」は、様式が定められていないが、次の事項を記載するものとする。 (1) 徳島市条例制定請求代表者証明書の交付を申請する旨 (2) 請求代表者となろうとする者の住所及び氏名 (3) 申請日 (4) 宛先（徳島市長あて） 「徳島市条例制定（改廃）請求書」の様式は、地方自治法施行規則第9条第1項の別記様式のとおりとする。「徳島市条例制定（改廃）請求書」には、請求の要旨（1,000字（ ）以内）、請求代表者の住所、職業、生年月日及び性別を記載し、氏名を自署（盲人が公職選挙法施行令別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）し、並びに押印することが必要であるほか、条例案（具体的なものであり、形式が一応整備されていれば足りる。）を添えなければならない。 1,000字の文字数について ア 句読点は、文字数に含まない。 イ 要旨を項に分けて記載した場合の記号（1,2,3等）は、文字数に含む。 ウ 要旨に別紙又は別表のとおりとした場合の別紙又は別表内の文字は、別紙又は別表がなければ請求の要旨が理解されえない場合には文字数に含むが、別紙又は別表を見なくても請求の要旨を理解することができ、別紙又は別表が単にそれらを証明し、又はより詳しく説明するものにすぎないような場合は、文字数に含まない。</p> <p>4 その他 請求代表者及び請求の要旨が全く同一の請求が既になされているときは、重ねて申請することができない。</p>
------	----	---